

PTA 学級委員選出要項

第1条 (選出人数)

- (1) PTA 学級委員は、年度ごとに各学級または各学年から選出する。
幼稚園部：各学級から PTA 学級委員 2 名、学級担当委員 1 名を選出する。
小学部：各学級から委員 2 名を選出する。
中高部：各学年から学級数に相当する人数の委員を選出する。
但し、PTA 会長の承認を条件に、学級人数に応じて増減することが出来る。
- (2) 年度途中に学級委員に欠員が生じる場合に備えて、原則として補充候補者 3 ないし 4 名を年度初めに選出しておく。
- (3) PTA 学級委員立候補届けで立候補を表明したものは、希望する委員会を選択する権利を有する。但し、立候補者が委員会の定員を上回った場合は、抽選にて委員を選出する。

第2条 (任務)

各学級委員の任務は以下のとおりとする。

- (1) 学級委員は会員（保護者）と協力して、各学級で PTA 活動の取りまとめを行う。
- (2) 学級委員は PTA 委員として定期的開催される PTA 委員会に出席するとともに、PTA 運営細則に定める委員会等のいずれかに所属し、委員会単位で活動を行う。高等部学級委員の委員会活動参加は任意とする。

第3条 (選出要項)

以下の要領により新年度の PTA 学級委員を選出する。

- (1) PTA 学級委員選出立候補届け及び、PTA 委員履歴表に基づき新学級（学年）の委員候補者名簿を前年度委員が作成する。
- (2) 上記の結果をもとに、第 1 条で定めた要領にしたがって、学級委員候補者を選出する。但し、以下に該当する者は原則として当該年度の委員対象候補から除外する。（学校・PTA でのボランティアにはこの除外条件は適用されない）
 - ① 過去 2 年以内に PTA 委員（学級正委員）を経験したことがある人。但し、後期以降に PTA 学級委員として選出された委員及び、幼稚園学級担当委員は委員免除期間を 1 年とする。（PTA 会長・副会長・事務局長・副事務局長・事務局各部長・各委員会委員長などの役職は、この項目の除外ではなく、②に定める除外年数とする）
 - ② 過去 3 年以内に PTA 役員（会長・副会長・事務局長・副事務局長・事務局各部長・各委員会委員長）を経験したことがある人
 - ③ 現職のシアトル日本商工会会長・教育部会会長・シアトル日本語補習学校教職員とその配偶者
 - ④ その他、本人の書面による申告にもとづき、PTA 役員会が特別な事情ありと認めた人。上記、④に該当する場合、当該者は PTA 学級委員選出除外申請届けを用いて、PTA 会長へ提出しなければならない。

PTA 委員・役員等の連続 2 年以上の経験による除外対象年数は、最大 5 年とし、5 年以上の積算は認められない。（例：1 年目 PTA 委員会委員長-項目②の対象で 3 年、次年度に続けて PTA 副会長-項目②の対象で 3 年となり、通算 6 年の除外計算になるが、この場合は、5 年となりそれ以上の積算はなし）

第4条 (任期)

委員の任期は、1 年間とし、原則当該年度の始めから終わりまでとする。但し、新年度の委員が決まる迄の間は、前年度の委員がそのまま任務を継続するものとする。会計担当の任期は、2 年間とする。また、副事務局長は、原則として次年度事務局長を担当するため、任期 2 年間とする。

第5条 (委員の補充)

年度の途中で学級委員に欠員が生じた場合には、各委員会の活動状況を考慮した上で、PTA 会長が委員の補充を行うか否かを判断し、補充する場合は、あらかじめ選出された補充候補者を学級委員に選出する。なお、ここで言う欠員とは退学、転校等により児童・生徒が補習学校に在籍しなくなった場合を言う。

第6条 (退任)

PTA 学級委員は、年度途中で特別な事情により学級委員としての任務遂行が困難になった場合、PTA 会長の承認を得た上で、学級委員を退任することができる。

第7条 (その他)

本要項に定めのない事項等については、PTA 委員会にて決めることができる。

付則

本要項は 1992 年 2 月 1 日より施行する。
本要項は 1999 年 2 月 6 日より改正する。
本要項は 2003 年 4 月 1 日より改正する。
本要項は 2004 年 11 月 6 日より改正する。
本要項は 2005 年 3 月 5 日より改正する。
本要項は 2006 年 3 月 4 日より改正する。
本要項は 2007 年 2 月 3 日より改正する。
本要項は 2008 年 1 月 12 日より改正する。
本要項は 2011 年 1 月 8 日より改正する。
本要項は 2012 年 1 月 7 日より改正する。
本要項は 2013 年 1 月 12 日より改正する。
本要項は 2014 年 1 月 18 日より改正する。
本要項は 2016 年 3 月 5 日より改正する。